

株 式 取 扱 規 程

(平成24年5月17日改定)

国 際 チ ャ ー ト 株 式 会 社

株式取扱規程

第1章 総則

第1条 (目的)

当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は、株主が振替口座を開設している証券会社、銀行又は信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づき、本規程の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条 (株主名簿への記録)

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条 (株主名簿記載事項等に係る届出)

株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第5条 (法人株主等の代表者)

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第6条 (共有株主の代表者)

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条 (法定代理人)

株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

第8条 (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

第9条 (機構経由の確認方法)

当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

第10条 (株主確認)

株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。但し、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2. 当会社に対する株主又は次項に定める代理人からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主又は代理人本人からの請求等とみなし、証明資料等又は次項に定める当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものは要しない。但し、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
3. 代理人により請求等をする場合は、株主が署名又は記名押印した委任状及び当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
4. 前項に定める代理人は、自己が受任者であることを証するものを添付するものとする。但し、証券会社等又は機構を通じて請求等がなされた場合には、当会社が必要と認める場合を除き、自己が受任者であることを証するものの添付を要しない。

第4章 株主権行使の手續

第11条 (少数株主権等)

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

第12条 (株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提案によるものであり、会社が議案の提案の理由及び議案が役員等選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、会社法施行規則第93条第1項により、その字数が400字を超えるときは、概要を記載することができる。

第13条 (単元未満株式の買取請求の方法)

単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

第14条 (買取価格の決定)

前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 市場における最終価格とする。但し、その

日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第15条 (買取代金の支払)

当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座へ振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第16条 (買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 特別口座の特例

第17条 (特別口座の特例)

特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

第18条 (手数料)

当社の単元未満株式買取請求に係る手数料は、無料とする。

2. 第11条(少数株主権等)に少数株主権等の行使の場合にかかる手数料は別途当社が定める金額とする。

3. 株主等が証券会社又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第7章 総株主通知等の請求

第19条 (当社による総株主通知の請求)

振替法第151条第8項に定める正当な理由があるときとして、当社が本規程において定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 取締役会で定める一定時点での株式所有者を、株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合。
- (2) 取締役会で定める一定時点での株式所有者に対して、通知をする必要があると取締役会が判断した場合。
- (3) 株主の意思を確認するための手続を実施する場合。
- (4) その他取締役会等が必要と判断した場合。

第20条 (当社による情報提供請求権の行使)

振替法第277条に定める正当な理由があるときとして、当社が本規程において定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 当社が、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合。
- (2) 大量保有報告書の記載の正確性について調査を要すると取締役会が判断した場合。

- (3) 特定の者の株式保有状況等を把握する必要があると取締役会が判断した場合。
- (4) その他取締役会等が必要と判断した場合。

(附 則)

1. 本改定の効力発生日は、平成 24 年 6 月 23 日とする。
2. 本規程の管理部署は人財総務担当部署とする。